

金融庁の1年

(平成16事務年度版)

平成17年9月

金融庁

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。本冊子は、こうした金融庁の平成16事務年度（16年7月～17年6月）における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。

平成16事務年度においては、平成14年10月に策定した「金融再生プログラム」を引き続き強力に推進した結果、「平成16年度末までに主要行の不良債権比率を平成14年3月期の半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化する」との目標を達成し、本年4月のペイオフ解禁拡大も混乱なく実施することができました。

このように、我が国の金融システムを巡る局面が不良債権問題への緊急対応から、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあることを踏まえ、金融庁は昨年12月に、平成17・18年度の2年間の「重点強化期間」を対象とした新たな金融行政の指針である「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」を策定・公表し、本年3月にはプログラムに盛り込まれた諸施策の具体的な実施スケジュールである「工程表」を策定・公表しました。この中で、今後の金融行政において、健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品・サービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指すこととしています。

更に、地域・中小企業金融の円滑化の観点から、中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図るため、本年3月、これまでのアクションプログラムを引き継ぐ新たなアクションプログラム（地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム）を策定・公表しました。

今後は、「金融改革プログラム」及び「工程表」に盛り込まれた諸施策の着実な実施を通じ、金融商品・サービスの利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、地域経済にも貢献できるような金融システムを目指してまいります。

本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただく一助となるとともに、今後の金融行政、金融システムのあり方について前向きな議論を共に進めて下さるきっかけとなれば幸いです。

平成17年8月

金融担当大臣



本冊子の記載内容について

- 1 本冊子は、平成16年7月1日から17年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2 証券取引等監視委員会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」参照）、また、公認会計士・監査審査会についても、別途その活動状況を取りまとめる予定であることから、本冊子には記載していません。